

修理修景基準

■ 町家（主屋）

		(ア) 修 理 基 準	(イ) 修 景 基 準	
位 置		_____	可能な限り、現在の町並みの壁面線にそろえる。やむをえず道路より後退させる場合は、伝統的な様式の塀などを設置して、町なみの連続性を維持する。	
構造、形式	木造切妻造。中二階町家、むしこ町家、高二階町家、平屋町家、邸宅風住居形式など。（町なみ建築様式参考図例参照） ・桁行面については真壁（平屋町家は大壁も有り）を、けらば面（妻面）については大壁を基本とする。 ・出入口については平入り（桁行）とする。 ・道路側の壁面線は1階、2階を同一とする。 ・町家については道路前面に八幡らしい掛庇を設ける。			
階 数	2階建又は平屋建。		2階以下とし、可能な限り、軒高、庇の高さを現在の町なみに合わせる（中二階の基本高さ4.3m）。軒高は最高H=5.4m以下とする。	
屋 根	形式	切妻とする。棟瓦については両端を上げずに水平に葺く（八幡の伝統的な様式で施工する。）。		
	勾配	4寸5分前後の勾配とする。		
	材料	和瓦（いぶし瓦）の本瓦葺又は、棧瓦葺（軒先については唐草瓦又は一文字瓦）とする。鬼瓦については八幡型福輪鬼、八幡型角張棟鬼を基本とする。		
	軒裏	野地板・垂木をみせる又は漆喰壁とする。		
2 階	壁	漆喰塗又は、大津壁とする。但し、正面についてはなるべく大津壁、黒漆喰塗とする。その他、一部八幡に塗られている特殊な塗り壁とする。	漆喰塗、大津壁又はプaster塗とする。但し、正面についてはなるべく大津壁とする。一部八幡に塗られている特殊な塗り壁とする。	
	窓	道路側、八幡堀側は出格子窓又は平格子窓、むしこ窓を原則とする。		
	建具	原則として木製建具とする（アルミサッシを設ける場合は、格子等設ける。）。		
1 階	壁	漆喰塗又は、大津壁とする。但し、正面についてはなるべく大津壁とする。その他一部八幡に塗られている特殊な塗り壁とする。	漆喰塗、大津壁又はプaster塗とする。但し、正面についてはなるべく大津壁とする。一部八幡に塗られている特殊な塗り壁とする。	
	壁 面	腰	ささら下見板張り、堅羽目板張りとする。道路側については高さ3尺（90cm）程度にとどめる。	
		窓	道路側、八幡堀側は出格子窓又は平格子窓を原則とする。	
		建具	原則として木製建具とする（アルミサッシを設ける場合は、格子等設ける）。	
出入口	原則として木製格子戸（ガラス戸の場合も原則としては格子付）とする。欄間については設けない。	原則として木製格子戸（ガラス戸の場合も原則としては格子付）とする。欄間については原則設けない。		
基 礎	敷石とする。		道路側、八幡堀側については敷石又は敷石張りとする。	
側 面 壁	漆喰塗（大壁）、大津壁、焼板張りする。			
その他	外部土間	なるべく、たたき、石張り又はこれらに準ずるものとする。		
	樋	原則として銅製とする。		
	古色塗	新しい木部についてはなるべく紅柄（墨で古色に調整）とする。但し修理の場合色合わせする場合ステイン塗でも可能。		